



医政発 1005 第 1 号
平成 30 年 10 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて

理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則については、平成 11 年にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われなかった。この間、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化し、さらに、学校養成施設の増加によって、臨床実習の在り方の見直し等が求められていた。このような状況を踏まえ、質の高い理学療法士及び作業療法士を育成するため、平成 29 年 6 月から「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」を開催し、同年 12 月 25 日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

特に臨床実習 1 単位の時間数については、「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」で行ったアンケート調査において、75%以上の学生等が臨床実習中に「毎日自宅に持ち帰り課題を行っていた」と回答し、「自宅で課題に費やす 1 日あたりの時間数」について 60%以上が「3 時間以上」であったことから、当該ガイドラインにおいて、1 単位を 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め 45 時間以内としたところである。現行のガイドラインにおいて定められている臨床実習の 1 単位の時間数である「45 時間」についても、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間を含むものであることから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

なお、本ガイドラインは、2020 年（平成 32 年）4 月 1 日から（8（4）キについては、2022 年（平成 34 年）4 月 1 日から）適用することとし、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 28 号都道府県知事宛本職通知）は、2020 年（平成 32 年）4 月 1 日をもって廃止する。